

平成21年さいたま市議会12月(11月繰上げ)定例会提出議案一覧

合計64件(専決処分報告議案1件・予算議案6件・条例議案10件・一般議案43件・道路議案2件・人事議案2件)

専決処分報告議案

議案第164号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成21年度さいたま市一般会計補正予算(第7号))

予算議案

議案第165号 平成21年度さいたま市一般会計補正予算(第8号)

議案第166号 平成21年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第167号 平成21年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第168号 平成21年度さいたま市深作西部土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第169号 平成21年度さいたま市病院事業会計補正予算(第2号)

議案第170号 平成21年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第2号)

条例議案

議案第171号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部給与課)

さいたま市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 平成21年12月に支給する期末手当の支給割合の引下げ

- ・ 期末手当の支給割合を100分の170から100分の150とするもの。

2 平成22年度以後における期末手当の支給割合の配分変更

(1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の160から100分の145とするもの。

(2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の165とするもの。

(施行期日) 平成21年12月1日(2については、平成22年4月1日)

議案第172号 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及びさいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・総務局人事部給与課)

さいたま市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 平成21年12月に支給する期末手当の支給割合の引下げ

- ・ 市長等及び教育長の期末手当の支給割合を100分の170から100分の150とするもの。

2 平成22年度以後における期末手当の額の支給割合の配分変更

(1) 6月に支給する市長等及び教育長の期末手当の支給割合を100分の160から100分の145とするもの。

(2) 12月に支給する市長等及び教育長の期末手当の支給割合を100分の150から100分の165とするもの。

3 市長の期末手当に関する特例措置

- ・ 平成21年12月に支給する市長の期末手当について、1による引下げ改定後の額から同年6月に支給した市長の期末手当の額に相当する額を減じて支給することとするもの。

(施行期日) 平成21年12月1日(2については、平成22年4月1日)

議案第173号 さいたま市市長等の給料の特例に関する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

徹底した行財政改革の推進を図るとともに、現下の厳しい社会経済情勢等を勘案し、市長等の給料月額について減額措置を講じるため、条例を制定するもの。

(内容)

1 市長等の給料月額の減額措置

(1) 市長の給料月額について、条例に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じるもの。

(2) 副市長の給料月額について、条例に規定する額から当該額に100分の7を乗じて得た額を減じるもの。

(3) 水道事業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給料月額について、条例に規定する額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じるもの。

2 条例の失効

- ・ この条例は、平成25年5月26日限りで効力を失うこととするもの。

(施行期日) 平成22年1月1日

議案第174号 さいたま市副市長の退職手当の特例に関する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

徹底した行財政改革の推進を図るとともに、現下の厳しい社会経済情勢等を勘案し、副市長の退職手当について減額措置を講じるため、条例を制定するもの。

(内容)

1 退職手当の額の特例

- ・ 副市長の退職手当の額について、条例の規定により算定される額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じるもの。

2 条例の失効

- ・ この条例は、平成25年5月26日限りで効力を失うこととするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第175号 さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部給与課)

現下の社会経済及び雇用の情勢並びに国及び他の政令指定都市の動向等を総合的に勘案し、平成21年市人事委員会勧告及び報告を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 一般職の職員の給与改定

(1) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の引下げ

ア 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のように引き下げるもの。

		12月支給分			
		期末手当		勤勉手当	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用 以外の 職員	一般職員	160/100	135/100	75/100	65/100
	特定管理 職員	140/100	115/100	95/100	85/100
再任用 職員	一般職員	85/100	75/100	40/100	35/100
	特定管理 職員	75/100	65/100	50/100	45/100

イ 平成22年度以後の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分				12月支給分			
		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
再任用 以外の 職員	一般職員	140/100	125/100	75/100	70/100	135/100	150/100	65/100	70/100
	特定管理 職員	120/100	105/100	95/100	90/100	115/100	130/100	85/100	90/100
再任用 職員	一般職員	75/100	65/100	35/100		75/100	85/100	35/100	
	特定管理 職員	65/100	55/100	45/100		65/100	75/100	45/100	

(2) 給料表の改定

ア 若年層を除く職員の給料月額引下げを行うため、給料表(医療職給料表(1)を除く。)の改定を行うもの。

イ 医師等に係る職務の級の区分を追加するため、医療職給料表(1)の改定を行うもの。

2 給与構造改革時の経過措置に係る改正

(1) 現給保障措置に係る改正

- 給与構造改革時の現給保障の基準となる給料月額について、1(2)アによる改定後の額との権衡を考慮した額とするもの。

(2) 地域手当に係る経過措置に係る改正

- 平成21年度末をもって、地域手当に係る経過措置が終了することに伴い、当該規定を削るもの。

3 特定任期付職員の給与改定

(1) 給料表の改定

- 特定任期付職員の給料月額引下げを行うため、給料表の改定を行うもの。

(2) 期末手当の支給割合の引下げ

ア 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の180から100分の165とするもの。

イ 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の160から100分の145とするもの。

4 平成21年12月に支給する期末手当の特例

- ・ 本年4月からの民間給与との実質的な均衡を図るため、1(2)アの改定の対象となる職員について、その改定後の給料表で算定される期末手当の額から調整額を減じた額を支給することとするもの。

(施行期日) 平成21年12月1日(1(1)イ及び(2)イ、2(2)並びに3(2)イについては、平成22年4月1日)

議案第176号 さいたま市介護保険条例及びさいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部介護保険課)

現下の厳しい社会経済情勢にかんがみ、厚生年金保険料、健康保険料等の延滞金が軽減されることを踏まえ、介護保険及び後期高齢者医療に係る保険料の延滞金について同様の措置を講じるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市介護保険条例の一部改正

- ・ 延滞金の軽減措置期間について、当分の間、現行の「1月」から「3月」に延長するもの。

2 さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

- ・ 延滞金の軽減措置期間について、当分の間、現行の「1月」から「3月」に延長するもの。

(施行期日) 平成22年1月1日

議案第177号 さいたま市みずき園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

さいたま市みずき園を障害者自立支援法に基づく施設へ移行させることにより、利用者に対してより適切かつ効果的なサービスを提供するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 障害者自立支援法に基づく施設への移行

- (1) 園を、障害者自立支援法による障害福祉サービスを行う施設とするもの。
- (2) 園の業務を、生活介護に関すること等とするもの。
- (3) 園の利用資格を、障害者自立支援法上の資格等に移行するもの。

2 定員の変更

- ・ 園の定員を、19人から20人に変更するもの。

3 利用料金制の導入

- (1) 障害者自立支援法に基づく利用者負担額を、園の利用料金として規定するもの。
- (2) 園の利用料金を指定管理者の収入として収受させ、その他利用料金に関する所要の規

定を設けるもの。

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第178号 さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部生活衛生課)

周辺の生活環境との調和を図るとともに、墓地等の適正な管理運営を確保するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 経営の主体に係る要件の明確化
 - ・ 「事務所」を「主たる事務所」に改めるもの。
- 2 設置場所の基準の追加
 - ・ 埋蔵を行う墓地(境内地に設置される墓地を除く。)の設置場所の基準に、住宅の敷地の境界線までの水平距離が100m以上あることを新たに加えるもの。
- 3 墓地の施設の基準の追加
 - ・ 墓地の施設の基準に、合葬墓を設けることを新たに加えるもの。
- 4 現存する墓地に対する経過措置
 - ・ 施行時に現に存する埋蔵を行う墓地の区域の変更については、2で新たに追加となる基準を適用しないこととするもの。

(施行期日) 平成22年1月1日

議案第179号 さいたま市岩槻駅東口公共駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市施設課)

公共駐車場の安定的な提供並びに利用者サービス及び利用率の向上を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 利用料金から使用料への変更
 - ・ 指定管理者が徴収する利用料金を市長が徴収する使用料に改めるもの。
- 2 使用料の減額
 - ・ 近隣駐車場との均衡を考慮し、現行の半額に改めるもの。

区分	単位	現行の金額	改正後の金額
基本使用料	30分につき1台	200円	100円
超過使用料	超過時間30分につき1台	200円	100円
夜間使用料	午後10時から翌日午前8時までに つき1台	2,000円	1,000円

- 3 定期駐車券の導入
 - ・ 定期駐車券の発行を可能とし、金額の上限を定めるもの。

種類	金額(1台につき1月)
全日定期駐車券	1万円
平日定期駐車券	6,000円

(施行期日) 平成22年4月1日

議案第180号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 適用区域の追加
- ・ 新たに都市計画決定された地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域に限る。)を建築物の制限に関する条例の適用区域として追加するもの。

(施行期日) 平成22年1月1日

一般議案

議案第181号 議決事項の一部変更について(東浦和第二土地区画整理事業(仮称)第3調整池築造工事請負契約)

(所管課所・都市局まちづくり推進部東浦和まちづくり事務所)

平成20年12月(11月繰上げ)議会において議決を得た東浦和第二土地区画整理事業(仮称)第3調整池築造工事請負契約について、工事の進捗に伴い、掘削土の処理方法に変更が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方
和光・吉野特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億8,115万円
変更後	4億7,775万円

議案第182号 議決事項の一部変更について(市営春野団地建設(建築第四期)工事請負契約)

(所管課所・建設局建築部住宅課)

平成20年12月(11月繰上げ)議会において議決を得た市営春野団地建設(建築第四期)工事請負契約について、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じ、契約金額が不適当となったため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方
ユーディケー・栗原工務店特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億5,490万円
変更後	3億4,930万3,500円

議案第183号 議決事項の一部変更について(谷田地区公民館(仮称)新築(建築)工事請負

契約)

(所管課所・教育委員会生涯学習総合センター)

平成20年12月(11月繰上げ)議会において議決を得た谷田地区公民館(仮称)新築(建築)工事請負契約について、工事の進捗に伴い、一部の工事を変更する必要が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方
不動・シン建特定共同企業体
- 2 変更内容

	契約金額
変更前	3億3,390万円
変更後	4億1,107万5,000円

議案第184号 指定管理者の指定について(さいたま市宇宙劇場)

(所管課所・教育委員会生涯学習部青少年宇宙科学館)

さいたま市宇宙劇場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内大宮区錦町682番地2
 - (2) 名称 さいたま市宇宙劇場
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
 - (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
 - (3) 代表者 理事長 永堀 博
- 3 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第185号 指定管理者の指定について(さいたま市浦和駒場体育館)

(所管課所・教育委員会生涯学習部体育課)

さいたま市浦和駒場体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 市内浦和区駒場2丁目5番6号
 - (2) 名称 さいたま市浦和駒場体育館
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 市内大宮区桜木町2丁目2番地12
 - (2) 名称 埼玉シミズ・浦和スポーツクラブJ.V
 - (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治
- 3 指定する期間
平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第186号 指定管理者の指定について（さいたま市与野体育館）

（所管課所・教育委員会生涯学習部体育課）

さいたま市与野体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区下落合5丁目8番10号
- (2) 名称 さいたま市与野体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都新宿区西新宿7丁目22番12号
- (2) 名称 住友不動産建物サービス・住友不動産エスフォルタ共同事業体
- (3) 代表者 住友不動産建物サービス株式会社 代表取締役 香月 秋裕

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第187号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和西体育館）

（所管課所・教育委員会生涯学習部体育課）

さいたま市浦和西体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区大字下大久保1676番地1
- (2) 名称 さいたま市浦和西体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区桜木町2丁目2番地12
- (2) 名称 埼玉シミズ・浦和レッズ・レッズランドJ.V
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第188号 指定管理者の指定について（さいたま市記念総合体育館）

（所管課所・教育委員会生涯学習部記念総合体育館）

さいたま市記念総合体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名称 さいたま市記念総合体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F
- (2) 名称 株式会社クリーン工房
- (3) 代表者 代表取締役 川鍋 大二

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第189号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮武道館）

（所管課所・教育委員会生涯学習部体育課）

さいたま市大宮武道館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内見沼区堀崎町12番地36

(2) 名称 さいたま市大宮武道館

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内大宮区浅間町2丁目244番地1

(2) 名称 毎日興業株式会社・特定非営利活動法人さいたまスポーツクラブ共同事業体

(3) 代表者 毎日興業株式会社 代表取締役 田部井 功

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第190号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和ふれあい館及びさいたま市大宮ふれあい福祉センター）

（所管課所・保健福祉局福祉部福祉総務課）

さいたま市浦和ふれあい館及びさいたま市大宮ふれあい福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区常盤9丁目30番22号	さいたま市浦和ふれあい館
市内大宮区土手町1丁目213番地1	さいたま市大宮ふれあい福祉センター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内浦和区常盤9丁目30番22号

(2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会

(3) 代表者 会長 杉山 敏男

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第191号 指定管理者の指定について（グリーンヒルうらわ）

（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

グリーンヒルうらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区馬場1丁目7番地1	きんもくせい
	ぎんもくせい
	グリーンヒルうらわ・デイサービスセンター
	グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第192号 指定管理者の指定について(さいたま市老人福祉センター)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区大字三室2458番地	和楽荘
市内桜区大字下大久保727番地1	寿楽荘
市内大宮区東町2丁目105番地	あずま荘
市内見沼区大字膝子1151番地1	東楽園
市内北区日進町1丁目800番地105	しもか荘
市内中央区下落合5丁目11番12号	いこい荘
市内西区大字西遊馬533番地1	馬宮荘
市内岩槻区大字笹久保1393番地	槻寿苑

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第193号 指定管理者の指定について(さいたま市健康福祉センター西楽園)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市健康福祉センター西楽園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内西区大字宝来60番地1
- (2) 名称 さいたま市健康福祉センター西楽園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第194号 指定管理者の指定について(さいたま市年輪荘)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市年輪荘の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内緑区大字中尾1404番地	養護老人ホーム
	老人デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内緑区原山3丁目15番31号

(2) 名称 社会福祉法人埼玉県共済会

(3) 代表者 会長 福島 正道

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第195号 指定管理者の指定について(老人憩いの家高戸荘等)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

老人憩いの家高戸荘等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区皇山町21番1号	老人憩いの家高戸荘
市内大宮区三橋2丁目59番地	三橋老人憩いの家
市内大宮区三橋2丁目259番地1	三橋老人憩いの家分館
市内大宮区天沼町1丁目194番地	天沼老人憩いの家
市内北区宮原町4丁目66番地13	宮原老人憩いの家
市内西区大字中野林174番地1	植水老人憩いの家
市内北区本郷町1065番地3	本郷老人憩いの家
市内見沼区大字東新井710番地78	片柳老人憩いの家
市内見沼区春野1丁目7番1号	春野老人憩いの家
市内中央区本町東5丁目17番25号	与野本町老人憩いの家

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1

(2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第196号 指定管理者の指定について(さいたま市大砂土デイサービスセンター)

(所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課)

さいたま市大砂土デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内北区今羽町637番地1

(2) 名称 さいたま市大砂土デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内見沼区大字片柳 1 2 9 8 番地
- (2) 名 称 社会福祉法人欣彰会
- (3) 代表者 理事長 漆原 彰

3 指定する期間

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 9 7 号 指定管理者の指定について（さいたま市上峰デイサービスセンター）
（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市上峰デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区上峰 3 丁目 1 0 番 6 号
- (2) 名 称 さいたま市上峰デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内中央区新中里 2 丁目 8 番 6 号
- (2) 名 称 社会福祉法人明日栄会
- (3) 代表者 理事長 金子 光子

3 指定する期間

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 9 8 号 指定管理者の指定について（さいたま市槻寿苑デイサービスセンター）
（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市槻寿苑デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内岩槻区大字笹久保 1 3 9 3 番地
- (2) 名 称 さいたま市槻寿苑デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町 1 丁目 2 1 3 番地 1
- (2) 名 称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 9 9 号 指定管理者の指定について（さいたま市与野本町デイサービスセンター）
（所管課所・保健福祉局福祉部高齢福祉課）

さいたま市与野本町デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区本町東4丁目7番20号
- (2) 名称 さいたま市与野本町デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地
- (2) 名称 社会福祉法人毛呂病院
- (3) 代表者 理事長 丸木 清浩

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第200号 指定管理者の指定について(心身障害者福祉施設みのり園)

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

心身障害者福祉施設みのり園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内西区三橋6丁目1587番地
- (2) 名称 心身障害者福祉施設みのり園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第201号 指定管理者の指定について(さいたま市大崎むつみの里)

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

さいたま市大崎むつみの里の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内緑区大字大崎37番地1
- (2) 名称 さいたま市大崎むつみの里

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第202号 指定管理者の指定について(さいたま市障害者福祉施設春光園)

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

さいたま市障害者福祉施設春光園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内見沼区宮ヶ谷塔1丁目280番地	けやき
市内西区大字佐知川299番地16	うえみず

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第203号 指定管理者の指定について(さいたま市槻の木)

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

さいたま市槻の木の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内岩槻区大字黒谷1135番地2	槻の木
市内岩槻区古ヶ場2丁目1番地11	第1やまぶき
市内岩槻区大字黒谷1282番地1	第2やまぶき

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第204号 指定管理者の指定について(さいたま市日進職業センター)

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

さいたま市日進職業センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内北区日進町3丁目151番地
- (2) 名称 さいたま市日進職業センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第205号 指定管理者の指定について（さいたま市かやの木）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市かやの木の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区本町西1丁目6番3号
- (2) 名称 さいたま市かやの木

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第206号 指定管理者の指定について（さいたま市みずき園）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市みずき園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区大戸2丁目7番21号
- (2) 名称 さいたま市みずき園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第207号 指定管理者の指定について（さくら草学園）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さくら草学園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内浦和区領家1丁目5番16号
- (2) 名称 さくら草学園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第208号 指定管理者の指定について（さいたま市杉の子園）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市杉の子園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区大戸2丁目7番17号
- (2) 名称 さいたま市杉の子園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第209号 指定管理者の指定について（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター）

（所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課）

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内北区本郷町17番地7
- (2) 名称 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第210号 指定管理者の指定について（さいたま市母子生活支援施設）

（所管課所・保健福祉局子ども未来部子育て支援課）

さいたま市母子生活支援施設の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区針ヶ谷1丁目4番18号	けやき荘
市内西区三橋6丁目382番地1	こすもす荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第211号 指定管理者の指定について(児童センター)

(所管課所・保健福祉局子ども未来部青少年育成課)

児童センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内南区文蔵4丁目19番3号	さいたま市立文蔵児童センター
市内南区别所2丁目15番6号	さいたま市立浦和別所児童センター
市内大宮区三橋2丁目59番地	さいたま市立三橋児童センター
市内北区盆栽町430番地	さいたま市立植竹児童センター
市内大宮区天沼町1丁目194番地	さいたま市立天沼児童センター
市内北区宮原町4丁目66番地13	さいたま市立宮原児童センター
市内西区大字中野林174番地1	さいたま市立植水児童センター
市内北区本郷町1065番地3	さいたま市立本郷児童センター
市内見沼区大字東新井710番地78	さいたま市立片柳児童センター
市内見沼区春野1丁目7番1号	さいたま市立春野児童センター
市内中央区本町東5丁目17番25号	さいたま市立与野本町児童センター
市内中央区下落合7丁目11番9号	さいたま市立向原児童センター
市内中央区大戸6丁目2番19号	さいたま市立大戸児童センター
市内西区大字西遊馬533番地1	さいたま市立馬宮児童センター
市内桜区大字大久保領家131番地6	さいたま市立大久保東児童センター
市内岩槻区本町1丁目11番11号	さいたま市立岩槻児童センター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1

(2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第212号 指定管理者の指定について(さいたま市放課後児童クラブ)

(所管課所・保健福祉局子ども未来部青少年育成課)

さいたま市放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- ・ さいたま市立谷田放課後児童クラブほか71放課後児童クラブ

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内大宮区土手町1丁目213番地1

(2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 岡田 哲夫

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第213号 指定管理者の指定について（さいたま市文化会館）

（所管課所・市民局生活文化部文化振興課）

さいたま市文化会館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内南区根岸1丁目7番1号	さいたま市文化センター
市内浦和区仲町2丁目10番22号	さいたま市民会館うらわ
市内大宮区下町3丁目47番地8	さいたま市民会館おおみや
市内岩槻区太田3丁目1番1号	さいたま市民会館いわつき

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 永堀 博

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第214号 指定管理者の指定について（さいたま市伝統文化施設）

（所管課所・市民局生活文化部文化振興課）

さいたま市伝統文化施設の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区常盤9丁目30番5号	恭慶館
市内大宮区高鼻町2丁目262番地1	氷川の杜文化館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 永堀 博

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第215号 指定管理者の指定について（さいたま市産業文化センター）

（所管課所・経済局経済部商工振興課）

さいたま市産業文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、議会の議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内中央区下落合5丁目4番3号
- (2) 名称 さいたま市産業文化センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区浅間町2丁目244番地1

(2) 名称 毎日興業・首都圏建物サービス協同組合JV

(3) 代表者 毎日興業株式会社 代表取締役 田部井 功

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第216号 指定管理者の指定について（大和田公園等）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

大和田公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議会の議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内見沼区大和田町1丁目及び大宮区寿能町2丁目地内	大和田公園
市内西区大字西遊馬3433番地1ほか	西遊馬公園
市内西区三橋5丁目地内	三橋総合公園
市内大宮区天沼町1丁目地内	天沼緑地
市内西区大字宝来2022番地1ほか	宝来運動公園
市内中央区新中里4丁目1275番地ほか	与野中央公園
市内中央区八王子4丁目132番地1ほか	八王子公園
市内岩槻区諏訪4丁目4番地	岩槻諏訪公園
市内岩槻区大字村国229番地	岩槻文化公園
市内岩槻区大字長宮825番地5ほか	川通公園
市内西区三橋6丁目1709番地3	三橋プール
市内中央区下落合5丁目11番10号	下落合プール
市内岩槻区本丸3丁目17番2号	岩槻温水プール

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内南区别所4丁目12番10号

(2) 名称 財団法人さいたま市公園緑地協会

(3) 代表者 理事長 村田 謙治

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第217号 指定管理者の指定について（堀崎公園）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

堀崎公園の管理を指定管理者に行わせるため、議会の議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 市内見沼区堀崎町12番地1

(2) 名称 堀崎公園

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F

(2) 名称 クリーン工房・さいたま管理システム連合体

(3) 代表者 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第218号 指定管理者の指定について（浦和総合運動場等）

（所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課）

浦和総合運動場等の管理を指定管理者に行わせるため、議会の議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内浦和区元町1丁目及び本太4丁目地内	浦和総合運動場
市内緑区大字三浦地内	三浦運動公園
市内浦和区常盤9丁目30番	浦和北公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区常盤5丁目2番18号
- (2) 名称 アイル・コーポレーション株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 籠島 延隆

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第219号 指定管理者の指定について（沼影公園）

（所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課）

沼影公園の管理を指定管理者に行わせるため、議会の議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内南区沼影2丁目7番地
- (2) 名称 沼影公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区本太2丁目9番24号
- (2) 名称 ケント・コーポレーション・アイル・コーポレーション共同企業体
- (3) 代表者 株式会社ケント・コーポレーション 代表取締役 森谷 雄吉

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第220号 指定管理者の指定について（荒川総合運動公園）

（所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課）

荒川総合運動公園の管理を指定管理者に行わせるため、議会の議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区大字在家ほか
- (2) 名称 荒川総合運動公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区仲町1丁目12番1号
- (2) 名称 日本環境マネジメントグループ

(3) 代表者 日本環境マネジメント株式会社 代表取締役 片山 安茂

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第221号 指定管理者の指定について(さいたま市営氷川住宅及びシビック住宅天沼)

(所管課所・建設局建築部住宅課)

さいたま市営氷川住宅及びシビック住宅天沼の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
市内大宮区下町3丁目8番地8	さいたま市営氷川住宅
市内大宮区天沼町2丁目913番地4	シビック住宅天沼

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 市内浦和区仲町3丁目12番10号

(2) 名称 埼玉県住宅供給公社

(3) 代表者 理事長 水島 茂

3 指定する期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第222号 町の区域を変更することについて

(所管課所・市民局市民部市民総務課)

さいたま市中尾不動谷・駒前土地区画整理事業の工事の完了に伴い、換地処分後の整備された道路境界等に合わせて町の区域を変更するため、議決を求めるもの。

議案第223号 当せん金付証票の発売について

(所管課所・財政局財政部財政課)

平成22年度における当せん金付証票(宝くじ)を95億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

道路議案

議案第224号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 5路線

開発 6路線 計11路線

議案第225号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般 2路線

開発 0路線 計2路線

人事議案

議案第 2 2 6 号・議案第 2 2 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。